

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

「休眠預金等活用法」について

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（2018年1月1日施行）（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、お客さまからお預かりしている預金のうち長期間異動がない預金につきましては、最終異動日から10年6カ月を経過する日までに、各金融機関において公告を行ったうえで、公告をした日から2カ月以上1年以内に預金保険機構へ移管されることとなります。

「休眠預金等活用法」の詳細につきましては、内閣府や金融庁のホームページ等をご覧ください。

- [内閣府休眠預金等活用担当室ホームページ](#)
- [金融庁ホームページ](#)
- [全国銀行協会作成チラシ](#)

「休眠預金等」について

「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の「異動」がない預金のことで、預金保険機構に移管後は、「民間公益活動」（NPO法人や自治会等の活動）の促進に活用されます。

移管の対象となる預金につきましては、事前に高知銀行のホームページにおける公告によりお知らせいたします。

また、1万円以上の残高がある場合には、公告前に通知書を送付させていただきます。本通知書をお受け取りになられた場合は、発送日より10年間は「休眠預金等」に該当しないお取扱いとなります。

なお、預金に移管された場合でも、お客さまが、ご印鑑や通帳・証書、キャッシュカード、ご本人確認資料などをお持ちいただくことで、いつでも払戻しいたします。

「異動事由」について

「異動」とは、当該預金等に係る引出しや預入れ、振込み、その他のお取引のことを指しており、当行との預金取引におきまして、休眠預金等活用法に基づく異動事由は以下のとおりといたします。（異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が行政庁より認可を受けている異動事由があります。）

＜法定異動事由＞

- お引出し、お預入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からのお利息の受取りに係るものを除きます。）

- 手形または小切手の呈示、その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- お客さまから、この預金について下記の情報提供の請求があったこと（当該預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている場合に限り。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

<当行が認可を受けている異動事由>

「○」印のお取引を、異動事由といたします。

預金種類	通帳			証書			ご契約内容の変更
	発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越	
当座預金	○	—	○	—	—	—	○（注2）
普通預金	○	○ （注1）	○	—	—	—	○（注2）（注3）
決済用預金	○		○	—	—	—	
貯蓄預金	○		○	—	—	—	○（注2）
納税準備預金	○		○	—	—	—	
スーパー定期預金	○		○	○	—	○	
変動金利定期預金	○		○	○	—	○	
大口定期預金	○		○	○	—	○	
期日指定定期預金	○		○	○	—	○	
積立式定期預金	○		○	—	—	—	
通知預金	○		○	○	—	○	
定期積金	○		○	—	—	—	
総合口座	○		○	○	—	—	—

（注1）：記帳するお取引がなかった場合を除きます。

（注2）：お客さまの申出による取引店の移管

（注3）：お客さまの申出による預金種別の変更（「普通預金から決済用預金」または「決済用預金から普通預金」）

※複数の預金を組み合わせた商品（総合口座・総合預金）につきましては、全ての預金が休眠預金の条件を満たす場合に限り、移管の対象といたします。